

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
6月19日
(火曜日)

目 次

- 告示
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)……………
- 指定施業要件の変更予定保安林(山口市)(森林整備課)……………
- 道路の位置の指定(建築指導課)……………
- 公告
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………
- 県営久賀地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)……………
- 選管告示
直接請求に必要な有権者の数……………
- 公安委公告
一般競争入札の実施……………



山口県告示第二百三十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十年六月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 介 護 療 養 型 医 療 施 設 地 廃 止 年 月 日

山口若宮病院

山口市下小鯖一五二二

平成三〇、三、三二

山口県告示第二百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成三十年六月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市吉敷字上河内二七一から二八〇まで、二八五から二九〇まで、字大日二九三、嘉川字雨乞三一一の四(次の図に示す部分に限る。)、三一二の一、仁保中郷字松茸山四八八の一、四八八の六から四八八の八まで、四八九、四九五の一から四九五の五まで、四九六、四九七の一、四九八、四九九の一、字善屋敷二二六五の一、二二六五の二、二二六五の五、二二六五の六、二二六八の五、二二六九の三、二七八一、字地券二二八三、二二九五の一、二二九七の一、五八五三、五八九九、五九〇〇、字祖父ヶ原二三〇一の一、二三〇二、二三〇三、二三一二の一、字上祖父ヶ原二三〇五の一、二三一〇の四、二三一〇の五、字奥善屋敷二七八五、五九八〇の一、五九八〇の二、五九八一の一、五九八一の二、鑄銭司字天津熊ヶ谷六七九、六七九第一、六七九第二、六八〇第一、仁保上郷字高手ヶ浴一四九八の一、一四九九から一五〇二まで

二 保安林として指定された目的

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
山口市嘉川字雨乞三一一の四・三一二の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第二百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成三十年六月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市大字東豊井字百田四二八の八	五・〇	三四・九	平成三〇、 六、 五



(一三五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成三十年二月六日山口県公告（一八）に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年六月十九日から同年七月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年六月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク西宇部店
所在地 宇部市厚南北五丁目一六〇二の一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

〔(一三六) 県営久賀地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業変更計画書の縦覧
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営久賀地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。〕

平成三十年六月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営久賀地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十年六月二十日から同年七月九日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



山口県選挙管理委員会告示第四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成三十年六月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
---------	------	----------

県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二二、五〇九
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二四六、九二八
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二四六、九二八
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	下関市選挙区 宇部市選挙区 山口市選挙区 萩市阿武町選挙区 防府市選挙区 下松市選挙区 岩国市和木町選挙区 光市選挙区 柳井市選挙区 美祢市選挙区 周南市選挙区 山陽小野田市選挙区 山陽大島町選挙区 周防町田布施区 上関市選挙区 八五七〇七九〇四〇五 八七〇七三二〇六〇一六五五三九二 七二一七二二
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	二四六、九二八
副知事、県の選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二四六、九二八
県教育委員会の教員又は委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条	二四六、九二八



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成三十年六月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項
- 次に掲げる物品等の借入れ

- (一) 物品等の名称及び数量
- 指紋自動識別システム 一式
- (二) 物品等の特質等
- 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 使用期間
- 平成三十一年一月一日から平成三十六年十二月三十一日までの間
- (四) 使用場所
- 山口市滝町一番一号 山口県警察本部刑事部鑑識課
- 二 入札参加資格
- 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十九年山口県告示第二百三十七号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成三十年山口県告示第四十三号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- (四) 平成三十年六月十九日から同年七月三十一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 三 契約条項を示す場所
- 山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
- 山口県警察本部刑事部鑑識課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
- (一) 記載方法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額

額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部刑事部鑑識課

(三) 受領期限

平成三十年七月三十日午後五時（入札書を持参する場合は、平成三十年七月三十一日午後一時三十分）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一

(二) 日時

平成三十年七月三十一日午後一時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成三十年七月九日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課

(電話〇八三一九三三一九三六〇)に申請書を提出すること。
(5) 詳細については、山口県警察本部刑事部鑑識課（電話〇八三一九三三一九三三〇）に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (2) Nature and quantity of the products to be leased: Automated Fingerprint Identification System, 1 set
- (3) Term of use: From January 1, 2019 to December 31, 2024
- (4) Place of use: Identification Division, Criminal Investigation Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Identification Division, Criminal Investigation Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)
- (6) Time-limit for tender: 5:00 P.M. July 30, 2018 (In case of bringing a tender: 1:30 P.M. July 31, 2018)